		and the second s
鳥取縣において選舉權を有するものの總數の 五十分の一の數 一〇五、七七九人 三分の一の數 一〇五、七七九人	野り深選器管理委員會 地方自治法第七十四條第四項及びこれを準用する規定 三分の一の類は次の通りである。 昭和二十三年一月七日	T.
		號外水曜日

書ノ大キサへ國定規格A列5

00684

公

告

資格審查結果公告第十八號

(蚕昭和二十二年十二月三十一日)自昭和二十二年十二月十 六 目

昭和二十三年一月七日

西 尾 变

年開令内務省令第一號の規定による鳥取縣公職適否審、この表は昭和二十二年勅令第二號乃至第三號及び同 査委員會の資格審査の結果である。 治

がこの公報を受けたならば、直ちにこれを掲示する。 この表は最も廣く公表するものである。市町村役場

取つた時はこれと取換えるものである。 この協示は少くとも一ヶ月間繼續し次回の公報を受け

に供し得るように市町村役場に編版保存する。 取換えた公報はこれを破棄することなく 公衆の参照

鳥以縣公韓

**火**傷

曜日發行

昭和二十三年 月 七 H

水

鳥取縣若しくは市の公職適否審査委員會事務所におい した者の調査表は中央公職適否審査委員會事態所义は この表に掲載されたものであつて、 資格審査の完了

四、結

鳥取縣公職適否審查委員會

(鳥取市東町鳥取縣廳內)

非該當决定人員數 審查人員數

三三名 三三名

縣昇任豫定者

萩不

島太田田

賜幸夫

獅美

心縣任命豫定者

とができる。

何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧するこ

て公衆が自由に閲覧できる。

審査を受けた公職及びその氏名

杉山 民次

朝和三字三年 第三種郵便物器可以用和四年四月十五日

木

藤森

○鳥取市再檢討

三原

平木

息取縣公報

(第三稱郵便物配可)

〇農地委員會書記 〇村普通公職者 〇村主要公職者 ○新制中學校事務官 ○鳥取縣會書記 尾崎傳一郎 大田 兼雄 芳文 惠光 健夫 和枝 清人 壽明 進 溫湯 渡邊 牛尾 河口 山根 植田 小谷 元吉みち子 鳥 松榮 美愛 清 久美 亮 淳 岡田 松下 前田 井田 田中千滿子 二男 妙馬 光男 武雄 和磨 ○前回縣案者(縣任命豫定者) ○ 再審查 「縣事務吏員二級) 本鄉 坂田重九郎 印發

松本

田中

山添

小原

昭和二十三年一月七日駿行 昭和二十三年一月七日印刷 河本 普輔

取 驜 公

(昭和四年四月十五日)

刷行鳥 取者取

市 取<sub>東</sub> 玫 即

断